

## 「ふよう青年学級」規約

- 第1条** (名称) 本学級は「ふよう青年学級」と称する。
- 第2条** (目的) 本学級は、学級生相互の親睦を図るとともに日常生活を充実するための活動を行う。
- 第3条** (活動) 本学級は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。  
1. 毎月1回、日曜日に開催することを原則とし、学級生相互の情報交換やレクレーション等を行う。  
2. その他、本学級の目的達成に必要な活動を行う。
- 第4条** (方針) 本学級は、第2条に掲げた目的を達成するため、次の方針に従って、自主的な活動を行う。  
1. 本学級は、宗教的、政治的、営利的活動は行わない。  
2. 本学級は、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない。  
3. 本学級は、大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校と積極的に交流する。  
4. 本学級は、「ふよう青年学級運営委員会」と連携して活動を行う。
- 第5条** (会員) 本学級の会員は、大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校の卒業生とする。
- 第6条** (役員) 本学級を運営するため、次の役員を選出する。  
1. 委員長 1名  
1. 副委員長 若干名
- 第7条** (役員を選出) 役員は、総会で選出する。
- 第8条** (任期) 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第9条** (任務) 委員長は本会を代表し、運営委員会と協力し、任務に当たり、総会の議長となる。
- 第10条** (任務) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行委する。
- 第11条** (会議) 本会の会議は総会とし、委員長が召集する。
- 第12条** (総会の議決事項) 本会は次の事項を議決する。  
1. 役員を選出にすること  
2. 活動計画にすること  
3. その他、委員長が必要と認めた事項
- 第13条** (議事の決定) 会議の議事は、出席者の過半数を持って決定する。
- 第14条** (議事の決定) 本学級生は、会費を納めるものとし、その会費は青年学級の活動費に当てる。
- 第15条** (会計年度) 会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 附則  
この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附則  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。